明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○内閣官房組織令の一部を改正する政令（七五）　六
○公正取引委員会事務総局組織令及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令の一部を改正する政令（七六）　七
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（七七）　七
○法務省組織令の一部を改正する政令（七八）　八
○復興庁組織令の一部を改正する政令（七九）　九
○文部科学省組織令の一部を改正する政令（八〇）　九
○防衛省組織令等の一部を改正する政令（八一）　一〇
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（八二）　一二
○再就職等監視委員会令の一部を改正する政令（八三）　一三
○警察庁組織令の一部を改正する政令（八四）　一三
○警察法施行令の一部を改正する政令（八五）　一三
○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（八六）　一三
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（八七）　一四
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（八八）　一四
○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（八九）　一五
○土地改良法施行令の一部を改正する政令（九〇）　一六
○地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（九一）　一六
○予防接種法施行令等の一部を改正する政令（九二）　一六
○子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（九三）　一六
○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（九四）　一七
○前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（九五）　一七
○令和三年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（九六）　一七
○介護保険法施行令等の一部を改正する政令（九七）　一七
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（九八）　一七
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（九九、一〇〇）　二〇
○恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令（一〇一）　二七
○戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（一〇二）　二七
○国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（一〇三）　二七
○地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令（一〇四）　三

〔府　令〕

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一三）　三
○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令（**同**一四）　三
○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**二五）　三
○消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令（**同**二六）　三

〔省　令〕

○法務省組織規則の一部を改正する省令（**法務**二〇）　三
○法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令（**同**二一）　四
○刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令（**同**二二）　四
○少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令（**同**二三）　四
○保護観察所組織規則及び地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令（**同**二四）　五
○法務総合研究所組織規則の一部を改正する省令（**同**二五）　五
○地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令（**同**二六）　五
○警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令（**同**二七）　五
○法務省定員規則の一部を改正する省令（**同**二八）　五
○財務省定員規則の一部を改正する省令（**財務**一三）　六
○地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一四）　六
○文部科学省定員規則の一部を改正する省令（**文部科学**二〇）　六
○文部科学省組織規則の一部を改正する省令（**同**二一）　六
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（**厚生労働**七六）　六
○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（**同**七七）　六
○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**七八）　六
○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**七九）　八

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。